熊本市クーリングシェルター指定に係る協定書

○○（以下「甲」という。）と熊本市（以下「乙」という。）は、気候変動適応法（以下「法」という。）に基づく指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、熱中症による市民等の健康被害の発生を防止することを目的に、当該施設のクーリングシェルターとしての指定及び運用に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（クーリングシェルターに指定する施設）

第２条　甲が熊本市クーリングシェルター指定要綱の別記様式「熊本市クーリングシェルター指定申請書」を提出することで、法第２１条に基づくクーリングシェルターとして乙が指定したものとみなす。

２　乙は、前項により指定された施設の名称、開放可能日時、受入可能人数、施設共用部分等を市民等へ公表する。

（管理及び運用）

第３条　甲は、法及び同法施行規則に定めるクーリングシェルターの基準に適合するよう、対象施設を適切に維持管理するものとする。

２　乙は、対象施設がクーリングシェルターとしての市民等の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、甲に対し改善を申し入れることができる。

（熱中症特別警戒情報の発表時の対応）

第４条　乙は、熊本市を対象とする熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、その旨を速やかに甲に伝達するものとする。

２　甲は、前項の伝達を受けたときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、開放可能日時において、事前に届け出ている施設の共用部分を一般に開放するものとする。

３ 前項による対象施設の開放中における市民等の滞在に係る対応は、甲においてこれを行うものとする。

（熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応）

第５条　甲は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、市民等が暑熱を避けるための滞在場所として、開放可能日時において、施設を一般に開放にするよう努めるものとする。

２　前条第３項の規定は、前項の規定により供用部分を一般に開放する場合において準用する。

（変更）

第６条　甲は、本協定第２条における指定申請書に記載した内容に変更が生じる場合は、乙に速やかに報告するものとする。

（協定の有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1)　初年度　協定締結日から熱中症警戒情報の運用期間が終了する日まで

(2)　翌年度以降　熱中症警戒情報の運用期間

２　前項各号の期間満了の１か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、本協定は引き続き同一の条件で１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第８条　本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関する疑義等が生じた場合は、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書２通を作成し、甲、乙が記名のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和〇年（20 年）　　月　　日

甲 熊本県熊本市〇区

株式会社○○

代表取締役

〇〇〇〇

乙 熊本県熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市

熊本市長　大西　一史